多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和5年7月3日
あさぎり町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において読み替えて準用する第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○			あさぎり町深田地域	無	R2年度～R6年度	宮前・椎谷集落